

一 爭議發生場所 記

京橋區湊町三丁目十九番地

二 全上發生並解決月日

六月十三日發生 全十七日解決

三 事業主側

1 名 稱 松下田漕店

2 所在地 京橋區湊町三丁目十九番地

3 事業主 住所氏名

全右

松下平太郎

4 事業の種類 川砂運搬

5 資本金 五萬圓

6 企業系統 ナシ



7 使用労働者数 五名 小船長一名 機長一名 船夫三名

8 労働賃銀

船長 薪百圓 (運航者夜也) 機長 薪五十圓 船夫 平均八十圓 (運航者夜也)

9 退職手当制度並福利施設 ナシ

10 事業主と団体關係 ナシ

四 労働者側

1 爭議參加者数 三名

2 全上組合加盟者数並組合名

三名 日本港灣後業員組合

3 應援団体名 ナシ

五 爭議發生原因

松下田漕店がヤ卸業を發動機船一隻並傳馬船三隻ヲ所有シ

川砂運輸經營中今田業態變更ノ為メ傳馬船三隻ヲ深川區佐

賀所一丁目十四番地廣野政藏ニ賣却ノ契約ヲナシ船夫三名